

令和2年第4回(6月)定例会

【追加】議案参考資料

【単行議案】

議第48号 宮津まちなか地域振興拠点施設の指定管理者の指定について 1P

議案参考資料
令和2年6月定例会

議第48号	宮津まちなか地域振興拠点施設の指定管理者の指定について	区分	その他
<p>【提案の概要】</p> <p>◆提案の趣旨・目的 浜町地区でのパイロット事業の実施期間終了及び当該施設の取得による宮津まちなか地域振興拠点施設の設置に伴う公の施設に係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。</p> <p>◆提案の概要 ○指定管理施設：宮津まちなか地域振興拠点施設（立体駐車場を除く） ○指定管理者：ハマカゼプロジェクト株式会社 ○指定期間：4年8か月間(R2.8.1～R7.3.31) ○指定管理料の取扱：年間の指定管理料を設定し、実績に応じて変更は行わない。（定額の納付金を市へ納入）</p> <p>○事業計画における主な事業： ・宮津市内で生産した農林水産物、農林水産加工品等の販売と、地元の食材や食文化を活用した飲食サービスの提供 ・「道の駅」としての適切な観光案内業務、施設の保守点検と維持管理 ・周囲の施設、事業者、団体等と連携し、道の駅来訪者をまちなかへ回遊させ、まちなか全体に活気を与える ・積極的な広報活動及び調査の実施、自主事業の企画及び実施 自主事業：地域商社・EC事業(地域の良いものを道の駅から全国に紹介・発信)、魅力ある地域の駅づくり事業 など</p> <p>◆提案の根拠法令(地方自治法) (公の施設の設置、管理及び廃止) 第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。 2～5 (略) 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。 7～11 (略)</p>		<p>【政策等の背景・提案までの経過】</p> <p>【背景】 ◆H21年度：宮津市農産物等直売所条例の制定 ◆H26年度：宮津市浜町立体駐車場条例の制定（9月～市営化） ◆H27年度：宮津市観光交流センター条例の制定、道の駅登録 ◆H29年度：パイロット事業施設（おさかなキッチンみやづ）開業 ◆R元年度：宮津まちなか地域振興拠点施設条例の制定</p> <p>【指定管理者の指定に係る経過】 ◆R2.2：外部有識者等を含めた宮津市指定管理者選定委員会により、指定管理者制度を導入する施設として選定 ◆R2.4：指定管理者の候補者の募集（3件の応募(後に1件辞退)） ◆R2.5：指定管理者の候補者の選定（選定委員会で審査） ※審査会における選定事業者への評価 ・経験、実績を有するとともに、市が施設公募の条件とする業務についてしっかり把握し、業務計画を提案している。 ・今後想定されるコロナへのフォローや、農家の方へのフォローなどされているのがアドバンテージ。 ・マーケティングや情報発信の重要性をしっかりと捉え、ECサイトなど地場製品の販売促進に向けた計画を入れ込んでいる。</p>	
		<p>【市民参加の状況】</p>	
		<p>【政策等の効果及び費用】</p> <p>◆観光交流人口及び観光消費額の拡大 ◆地元農林水産物等の地元製品の販売及び食の魅力発信と販売促進 ◆一体管理による運営の効率化、サービスの向上、情報発信の強化等</p>	
<p>【みやづビジョンとの整合】</p>		<p>【他の自治体の類似する政策との比較】</p>	
<p>基本施策</p>	<p>観光を基軸とした産業振興</p>	<p>重点戦略</p>	<p>自立循環型经济社会構造への転換戦略</p>
<p>○宮津市まち・ひと・しごと創生総合戦略</p>		<p>担当課・係 商工観光課 商工係(45-1663)</p>	<p>添付資料 指定管理者指定施設一覧</p>

■指定管理者指定施設一覧

	施設名	現在の状況等			令和2年8月以降の方針					所管部
		導入方法	指定管理者	指定期間	導入方法	指定管理者	指定期間	指定管理料の取扱い	事業計画における主な事業	
1	宮津まちなか地域振興拠点施設	—	—	—	公募 (立体駐車場 は直管)	ハマカゼプロジェ クト株式会社	4年8か月間 (R2. 8～R7. 3)	年間の指定管理料を 設定し、実績に 応じて変更は行 わない。 (定額の納付金を 市へ納入)	<ul style="list-style-type: none"> 宮津市内で生産した農林水産物、農林水産加工品等の販売と、地元の食材や食文化を活用した飲食サービスの提供 「道の駅」としての適切な観光案内業務、施設の保守点検と維持管理 周囲の施設、事業者、団体等と連携し、道の駅来訪者をまちなかへ回遊させ、まちなか全体に活気を与える 積極的な広報活動及び調査の実施、自主事業の企画及び実施 自主事業：地域商社・EC事業(地域の良いものを道の駅から全国に紹介・発信)、魅力ある地域の駅づくり事業 など 	産業経済部
2	宮津市農産物直売所	非公募 (規則第2条 第2号)	ハマカゼプロジェ クト株式会社	2年4か月間 (H30. 4～R2. 7)	— (宮津まちなか地域振興拠点施設として再編)					産業経済部
3	宮津市観光交流センター	— (直管)								
4	パイロット事業施設	— (リース物件)								

宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例 (指定管理者の公募)

第2条 市長又は教育委員会(以下「市長等」という。)は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、指定管理者になろうとする法人その他の団体を公募するものとする。
ただし、規則又は教育委員会規則(以下「規則等」という。)で定める理由により市長等が認める場合は、この限りでない。

宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則 (公募の例外)

第2条 条例第2条の規則で定める理由は、次の各号のいずれかの場合とする。

- (1) 施設の管理上当該地域の団体に管理を行わせることが適当と認められる場合
- (2) 市が関与又は育成することが必要と認める団体で、その活動目的に関係する施設の管理を行わせることが適当と認められる場合
- (3) 施設に活動拠点を置く団体を指定して、一体的に管理させることが合理的な場合
- (4) 専門的で高度な技術を有する団体に管理を行わせることが適当と認められる場合
- (5) 施設の管理上緊急に指定管理者の指定を必要とし、公募する暇がない場合